令和6年度

足場の組立て等作業主任者技能講習 ーご案内ー

一般社団法人北陸建設アカデミー 新潟労働局長登録第 164 号

労働安全衛生法の定めるところにより、次の作業を行う場合は、労働局長に登録する教習機関が行う標記の技能講習を修了した者のうちから各作業現場ごとに作業主任者を選任し、その者の直接指揮監督のもとで作業を行わせなければならないことになっています。

対 象 作 業

つり足場、張出し足場、高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業

- 1. 講習日程 ホームページにて公開しております年間スケジュールをご確認ください
- 2. 講習会場 (一社)北陸建設アカデミー(新潟県胎内市黒川 91)
- 3. **受講資格** ①~③いずれかに該当する者 ☆足場の組立て、解体又は変更に関する作業
- (D21 歳以上であって、上記☆作業に**3年以上**従事した経験を有する者(事業主証明が必要です)
- ②20歳以上であって、大学、高専、高校又は中等教育学校において土木、建築、造船に関する学科を卒業し、 その後上記☆作業に**2年以上**従事した経験を有する者(事業主証明と卒業証明書(写)が必要です) ※別紙 足場の組立て等特別教育修了要件参照
- ③20 歳以上であって、建築等の職業訓練を修了し、その後上記☆作業に**2年以上**従事した経験を有する者 (足場の組立て等作業主任者技能講習規程第1条の資格を有する者) (事業主証明と修了したことを確認できる書類(写)が必要です)

4. 講習内容、受講料金

日 程	科目	時間数
1日目	作業の方法	7 時間
2 日目	工事用設備、機械、器具 作業環境	3 時間
	作業者に対する教育	1.5 時間
	関係法令	1.5 時間
総受講時間		13 時間
受講料金(10%税込)※テキスト代含む		19, 360 円

*講習終了後に修了試験を行い、合格者に対して修了証の交付を行います。

- 5. 募集締切 講習日の10日前
- 6. 定 員 30名
- 7. 申込方法
- ①当団体 WEB サイトより受講申込書を印刷し、必要事項をご記入ください。 郵送、FAX で受講申込書の受取りを希望する方はお問い合わせください。

申込写真

3 c m×2.5 c m 正面、無帽、無背景(6 ケ月以内に撮影されたもの) 裏面に氏名記入の上、受講申込書にのり付けしてください。

②下記の書類を受講申込書とあわせて郵送、FAX 又はメールにてご提出ください。 FAX、メールで提出される方は、申込書原本を受講当日の受付時に提出してください。

必要書類

(1)本人確認書類

自動車運転免許証もしくは公的機関が発行した<u>氏名・生年月日・住所</u>を確認できる書類の写し(全面) (2)受講科目の一部免除を希望する方は、免除事項を証明する免許証、修了証の写し(全面)

提出先

一般社団法人北陸建設アカデミー 〒959-2807 新潟県胎内市黒川 91 TEL 0254-20-8106/FAX 0254-20-8107/メールアドレス hokuriku. c. ac@hokuriku. or. jp

③お申込み受付後、請求書をお送りしますので、講習日の1週間前までに受講料をお支払いください。 現金払いを希望する方は、ご連絡のうえ当アカデミーまでお越しください。 銀行振込の場合、助成金をご利用の企業様以外には領収書の発行はしておりません。 領収書が必要な方は必ず事前にご連絡ください。

◇原則として、受講日1週間前を目途に受講案内をお送りしますので、到着後すぐにご確認ください。 受付時間、当日の持参品等大切なお知らせを記載しております。 受講案内が届かない時や紛失した場合はお問い合わせください。

建設業の法人様へ

この講習は、建設事業主等に対する助成金の対象です。 助成金をご利用の方は受講申込書の助成金利用欄に記入してください。 助成金の申請方法、その他詳細については、所轄の労働局へお問い合わせください。 ※制度の詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。

CPDS(継続学習制度)について

この講習は、CPDS(継続学習制度)申請予定です。

受講証明書を希望する方はお問合せください。(受講日1週間前まで)

※CPDS 対象となった場合、当日は本人確認書類(運転免許証等)を必ずご持参ください。

※CPDS(継続学習制度)の詳細については、(一社)全国土木施工管理士会連合会のホームページを ご確認ください。

「足場の組立て等作業主任者技能講習」の 受講申込みをされる皆様に

―「足場の組立て等特別教育修了証」等の添付のお願い―

この技能講習を受講するには、3年以上の経験が必要ですが、平成27年7月1日の労働 安全衛生法の改正により、「足場の組立て等の業務」に従事する者は「足場の組立て等特別 教育」を受講するよう規定されたことから、今後、この技能講習を受講される皆様からは、 従来からの事業主による経験証明に加え、原則として「足場の組立て等特別教育の修了の 有無」を確認させていただくこととしました。

ついては、受講申込みの際には、次により対応をお願いします。

1 足場の組立て等特別教育修了証(写し等)の添付が必要

- ① 平成27年7月1日以前から足場の組立て等の経験はあるものの平成29年6月30日までの 間では経験年数が3年に満たない者
- ② 平成27年7月1日以降に、初めて足場の組立て等の業務に従事することとなった者

2 その他注意事項

- ① 満18歳に満たない年少者には、足場の組立て等の業務は禁止されていることから、 業務経験年数は満18歳に達してからの年数となります。
- ② 改正労働安全衛生規則の経過措置は終了しましたので、平成29年7月1日以降は、 「足場の組立て等特別教育」を受講していないと「足場の組立て等の業務」に従事 できなくなっていますのでご注意願います。